

農 第 号  
令和6年11月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千曲市長 小川 修一

市町村名 (市町村コード)	千曲市 (20218)
地域名 (地域内農業集落名)	埴生地区 (杭瀬下、新田、桜堂、小島、打沢、鎧物師屋、寂蒔、中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・市の中心部の市街地地域にあり、ほ場整備が行われた場所もあるが、市内でも農用地の少ない地区である。
- ・水稻を基幹として野菜等の生産が行われている。
- ・住宅地域内の農地については、音・煙など近隣住宅地への配慮が必要である。
- ・千曲川沿いにある農地は、国による遊水地造成事業が予定されており、当地区の農地が減少する見込みである。
- ・中心的な担い手が少なく、地区の農業を維持するためには、担い手の確保・育成が重要となってくる。
- ・有害鳥獣による農作物被害があり、営農に影響を及ぼしている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在生産している作物を中心に生産を続け、担い手等の意向に沿って可能な限り農地の集積・集約化を進め、効率的な農業経営を図り農地を維持管理していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者・耕作者が耕作・管理等を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積、集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

原則として、農地中間管理事業の活用により、農地の集積、集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域、担い手等の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手への農地の集積、集約化を進め、中心的な担い手の確保に取り組む。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、必要に応じて検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】